

平成28年6月30日

福岡県立福岡学園 御中

福岡県弁護士会
会長 原田直子
同人権擁護委員会
委員長 黒木聖士

勸告書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●●●●●●●●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴学園に対して下記のとおりのお勧めをすべきとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勧めをすることとした理由は、別紙「勧めの理由」記載のとおりです。

記

貴学園では、入所児童に違反行為があった場合、指導部屋と呼ばれる部屋で複数日にわたって指導を実施し、当該指導期間中の指導部屋からの自由な入退出を制限しており、当該指導期間中、貴学園の敷地内に設置されている後野分校への登校を禁じ、分校行事への参加もさせていませんでした。

さらに、貴学園では、入所児童による規則違反があった場合、当該児童に対し、指導として穴掘り行為をさせることがあり、当該作業は相当程度の長時間にわたっ

た上、深さ2メートルを超す穴を入所児童に掘らせたこともありました。

このほか、貴学園においては、入所児童に規則違反があった場合、当該児童に対し、指導として、肉体的もしくは精神的苦痛を伴う筋力トレーニングやランニングを行わせることがあり、ランニングに関しては、問題行動を起こした児童が判明しない場合、その者を名乗り出させることを意図し、児童全員にランニングを課すこともありました。

以上のような入所児童に対する「指導」は、貴学園に与えられた懲戒に係る権限の濫用にあたり、入所児童の人権を侵犯するものといわざるを得ません。

他方で、貴学園は、「福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会」における調査及び検証に基づく「中間報告書」及び「最終報告書」を受け、指導に決裁制度を導入する、医師や臨床心理士等を講師とする職員研修を実施する、分校との情報共有及び交流を行うなどの修正を行っており、一定程度の改善は認められます。

しかしながら、依然として、「個別指導」中は分校への登校及び行事への参加を禁止するなどの措置が継続されている事実に鑑みるなら、入所児童の問題性に即した専門的観点からの指導がなされているのか、教育を受ける権利の重要性が十分に理解されているのか、分校との真の意味での協力がなされているのかについては依然として疑義を抱かざるを得ず、貴学園において、再度、上記のような人権を侵犯する取り扱いが発生する虞があります。

したがって、貴学園におかれましては、入所児童の人権を侵犯する上記の取り扱いの再発を防止し、入所児童に対する指導方法を改善されますよう勧告いたします。

以上